

内閣府大臣官房政府広報室

上席政策調査員等（非常勤の一般職国家公務員）の募集について

内閣府大臣官房政府広報室（以下『政府広報室』という。）では、上席政策調査員等の募集を下記により行います。

1. 採用内容

職名：上席政策調査員又は政策調査員（非常勤）

採用予定者数：1名

採用予定日：令和8年4月1日

2. 業務内容

政府広報室では、政府の重要施策のうち、国民生活に深く関わるテーマを幅広く取り上げ、その背景、必要性、具体的な内容等を広く国民に分かりやすく伝え、理解と協力を得ることを目的として、その周知に努めています。

今回、募集する上席政策調査員等には、例えば、テレビやラジオの定時番組やCM、インターネットバナー広告やテキスト広告、視覚に障害がある人などに向けて政府の重要施策等の情報をまとめた音声広報 CD 及び点字・大活字広報誌の制作等のほか、様々な媒体により集中的・戦略的な広報を行うキャンペーン広報に関する次の業務の一部に携わっていただきます。

■例えば、テレビやラジオの定時番組やCMであれば、

- (1) 広報テーマの選考
- (2) 放送局、担当府省庁及び受託事業者との連絡調整（番組構成、取材先、制作物等）
- (3) 収録台本、制作物の確認、撮影等の立会い
- (4) ホームページへの掲載、SNS 等による情報発信
- (5) 広報効果の分析

■例えば、インターネットバナー広告やテキスト広告、視覚に障害がある人などに向けた音声広報 CD 及び点字・大活字広報誌の制作であれば、

- (1) 広報テーマの選考
- (2) 担当府省庁及び受託事業者との連絡調整（バナーの訴求内容、バナークリエイティブ案、音声広報 CD 等の原稿案等）
- (3) 各種制作物の確認、収録等の立会い
- (4) ホームページへの掲載、SNS 等による情報発信
- (5) 広報効果の分析及び以降実施する広告の改善連携

■例えば、キャンペーン広報であれば、

- (1) 広報テーマの選考

- (2) 担当府省庁及び受託事業者との連絡調整
- (3) 各種制作物の確認等
- (4) ホームページへの掲載、SNS 等による情報発信
- (5) 広報効果の分析

【参考】

○政府広報オンラインの掲載コンテンツの例

- ・ [テレビ番組カテゴリー | 政府広報オンライン](#)
- ・ [ラジオ番組カテゴリー | 政府広報オンライン](#)
- ・ [CM 等カテゴリー | 政府広報オンライン](#)
- ・ [音声広報 CD カテゴリー | 政府広報オンライン](#)
- ・ [点字・大活字広報誌カテゴリー | 政府広報オンライン](#)

○政府広報公式 SNS

- ・ X : https://x.com/gov_online
- ・ Facebook : <https://www.facebook.com/gov.online>
- ・ Instagram : https://www.instagram.com/gov_online/
: <https://www.instagram.com/highlightingjapan/>
- ・ YouTube : https://www.gov-online.go.jp/sns_policy/youtube/

3. 応募要件

以下のいずれにも該当する方。年齢・性別は問いません。

- (1) 大学卒業以上の学歴又はこれと同等程度の学力を有すると認められる者
- (2) 放送事業者、広告代理店、その他民間企業等における広報業務などの実務経験が 5 年以上ある者

4. 応募資格

以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法の施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原

因とするもの以外)

5. 応募方法

(1) 提出書類

○履歴書

- ・市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・カラー写真（6か月以内に撮影したもの）を必ず貼付すること。
- ・保有している資格を記載すること。
- ・日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記すること。

○職務経歴書

- ・これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・様式自由。A4判横書き（氏名を記入すること。）

※採用内定後、3の(1)及び(2)の応募要件を満たすことを証明できるものの写し1部（卒業証書、在職証明書等）を提出いただきます。

※応募書類は返却いたしません。

(2) 書類送付先（郵送に限ります。）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房政府広報室 総務担当

※封筒の表面に、赤色で「上席政策調査員等応募書類在中」と明記のこと。

(3) 応募締切

令和8年1月30日（金）（必着）

6. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接（随時）

※書類審査（1次選考）の結果、面接（2次選考）を行うこととなった方にのみ、面接の日時・場所等を御連絡します。

7. 勤務条件

身 分 : 一般職国家公務員（非常勤）

勤務地 : 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府庁舎

勤務時間 : 週5日（月～金）

1日5時間45分（10:00～12:00及び13:30～17:15）

土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み。ただし、部局長が特別に勤務の必要があると認めた場合は勤務をお願いすることがあります。

任期 : 令和8年4月1日～令和10年3月31日（予定）

給与等 : 上席政策調査員の場合 日額13,100円

政策調査員の場合　　日額 10,900 円

(資格、経験等によりいずれかに格付け)

* 上記の額につきましては、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合があります。

* 賞与・昇給なし

* 通勤手当支給（給与法及び人事院規則等の規定により算出した額を支給、定期券にあっては原則として 6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）

* 健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）、厚生年金保険、雇用保険及び健康保険は加入要件に従う。

* 年次有給休暇は、採用日に 10 日付与。

* 夏季特別休暇は、連続する 3 日間（7 月から 9 月の間に取得可能）

8. その他

採用後は、「マイナンバーカード」を職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

9. 問合せ先

内閣府大臣官房政府広報室　総務担当　宮原、佐久間
電話（03）3581-0409